

令和3事業年度業務実績評価書 (主務大臣評価(案))説明資料

令和３年度業務実績評価（案）

項目		自己評価	大臣評価（案）	評価書頁
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項				
I	年金積立金の管理及び運用業務	A	A	P5～7
I－１	年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	A	A	P8-14
I－２	基本的な運用手法及び運用目標 【重要度 高】 [重点化項目]	A	A	P15-26
I－３	運用の多様化・高度化	A	A	P27-34
I－４	運用受託機関等の選定、評価及び管理 【重要度 高】 [重点化項目]	A	A	P35-40
I－５	リスク管理 【重要度 高】 [重点化項目]	S	S	P41-53
I－６	スチュワードシップ責任を果たすための活動及びＥＳＧを考慮した投資	A	A	P54-63
I－７	情報発信・広報及び透明性の確保 【重要度 高】 [重点化項目]	A	A	P64-72
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項				
Ⅱ－１	効率的な業務運営体制の確立	B	B	P73-81
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項				
Ⅲ－１	財務内容の改善に関する事項	B	B	P82-84
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項				
Ⅳ－１	その他業務運営に関する重要事項	B	B	P85-109
総合評定		－	A	

評価項目	評価（案）
I - 1 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 評価案：A	＜評定に至った理由＞ 中期目標においては、 ・ 関係法令に基づく制度上の枠組みを前提として、中期目標が定める年金積立金の運用の基本的な考え方を踏まえて、適切な管理及び運用を行うこと ・ 市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう、特に資金の投入及び回収に当たって特定の時期への集中を回避するとともに、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを受けることがないよう十分留意すること ・ 企業経営等に与える影響を十分に考慮しつつ、株主議決権行使等について適切な対応を行うこと ・ 株式運用において個別銘柄の選択を行わないこと 等としている。 これらに対し、法人においては、制度上の枠組みを前提として、中期目標が定める年金積立金運用の基本的考え方を踏まえて、市場への影響に対する配慮に十分に留意しつつ、年金積立金の適切な管理及び運用を行っている。 具体的には、ロシア問題や米欧等での金融正常化を受けて<u>金融市場の変動が高い中、流動性の高い株価指数先物の活用の開始など、以下の各般の取組を通じ、迅速な投資判断及び執行を可能とする運用体制の確立等</u>を図ることで、市場影響やコスト等を勘案しつつ、<u>適切な年金積立金の管理・運用を強化した</u>。 ・ 投資委員会において、市場動向等を幅広く分析し、迅速に対処方針を決定 ・ 市場への影響を抑制しつつリバランスを効率的に行う専担チームが、執行方法を運用機関ときめ細かく調整 ・ リバランスの効率化等を目的として、株価指数先物の活用を開始【I - 5 参照】 ・ 資金の投入・回収の都度、売買が市場に影響を与えていないか事後検証 ・ 運用受託機関の入れ替えに伴う、資金回収・再配分の際も、現物移管の活用や分散執行を行う工夫を実施 ・ パフォーマンス状況を日次で把握し、毎週投資行動のP D C Aサイクルを回す体制を定着【I - 5 参照】 （次ページに続く）

評価項目	評価（案）
I - 1 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 評価案：A	さらに、年金事業の運営の安定及び効率的な運用を行う観点から、<u>年金特別会計への寄託金償還等への対応</u>として、引き続き厚生労働省と連携の上、償還等見込み時期・額について把握分析するとともに、売却による収益への影響、市場へのインパクト等を検討して適切な資産を選定し、時機を見つつ売却する対応を行った。これによって、<u>年金財政において必要な流動性を確保しつつ、短期資産を最小限に維持</u>（2021年度末で約0.8兆円 2020年度末は約1.6兆円）し、<u>フルインベストメント</u>（投資がされていない余剰の現金をできる限り残さないこと）の実現を図り、より利回りが見込める資産に投資できるようになっている。 以上のような、市場の変動が激しい情勢下で、巨額な年金積立金を運用する法人において、<u>市場影響やコスト等を勘案しつつ、流動性の確保、リスクの管理・抑制、（超過）収益の獲得に向けた取組をバランス良く実行できる体制の確立・定着のための取組を実施したこと</u>については、ポートフォリオのリスク削減とリスク管理強化に資する取組であり、<u>中期目標が定める年金積立金の適切な管理・運用を強化し、運用目標の達成をより強固なものとする</u>ことに資するものであり、高く評価できる。 本項目が年金積立金の管理及び運用の全ての項目の基礎となることも踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから「A」と評価する。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 法人においては、引き続き、関係法令に基づく制度上の枠組みを前提として適切な運用及び組織運営に努め、中期目標に沿って、年金積立金の管理及び運用に関して遵守すべき事項を徹底しつつ、中期目標が定める運用目標の達成に向けて取り組むことが望まれる。

評価項目	評価（案）
I - 2 基本的な運用手法及び運用目標 【重要度 高】 評価案：A	＜評定に至った理由＞ 中期目標においては、 - 年金積立金の運用について、長期的に実質的な運用利回り（年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1.7%を最低限のリスクで確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成割合（基本ポートフォリオ）を定め、これに基づき管理を行うこと - 各年度において、資産全体及び各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること としている。 これらの事項は、年金事業の運営の安定及び効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとしている。<u>また、ベンチマーク収益率と法人の運用収益率の比較による法人の運用実績の評価に当たって、運用資産の規模に鑑み、資産配分を必ずしも機動的に調整できない等の要因があることを考慮するとしている。</u> これに対し、法人においては、 - 基本ポートフォリオとの乖離状況を日次把握し、乖離許容幅の範囲内に収まるように適時リバランスを実施 - より適時適切なリバランスが行えるよう、パフォーマンス評価や運用リスク管理の方法を精緻化するとともに、資産全体のリバランスの効率化等を目的とした株価指数先物取引を2021年度中に開始【I - 5 参照】 - 短期資産を最小限に維持【I - 1 参照】 など、ポートフォリオの最適化及びリスク管理強化に努め、<u>基本ポートフォリオに基づく運用を着実かつ精緻に実施</u>することで、市場変動等により生じるリスクの削減と収益確保の両立を図った。 こうした取組の結果、 - 資産全体で、<u>収益率+5.42%、収益額約10.1兆円（累計収益額約105.4兆円）の収益を達成</u>するとともに、 - 年金積立金全体の効率的な運用の観点から重要である、<u>市場全体（複合ベンチマーク）での超過収益率についても概ね確保（-0.06%）し、今中期目標期間での累積2年間の超過収益率は+0.26%と目標を達成</u>している。 （次ページに続く）

評価項目	評価（案）
I - 2 基本的な運用手法及び運用目標 【重要度 高】 評価案：A	各資産においても4資産中3資産でプラスの超過収益率を確保（国内債券+0.23%、外国債券+0.41%、国内株式+0.13%）している。 巨額資産の運用の下でのリバランス等の資産管理が困難である中、そして米国等の利上げ開始やロシア問題により年度後半に市場環境が激しくなる中でも、機動的なリバランスを行って多額の資金移動を円滑に行いつつ、精緻な運用リスク分析等の下で資産全体のリスク量を昨年度以上の低水準に抑制し【I - 5 参照】、更に運用機関への迅速な配分見直し等で収益率低下の抑制も図りながら【I - 4参照】、資産全体でプラスの収益を確保するとともに、資産全体での対市場の超過収益率を概ね確保したことは、高く評価できる。 また、市場運用を開始した2001年度から2021年度までの平均での実質的な運用利回りは3.78%となった。これは長期的な運用目標である実質的な運用利回り（1.7%）を上回っており、年金財政にプラスの影響を与えていることから、同様に高く評価できる。 なお、ベンチマークについては、外国債券のベンチマークとして用いていたFTSE世界国債インデックスに2021年10月から中国国債が組み入れられたが、リスク管理の観点にも留意した上で、国際的な決済システムでの決済ができないこと、法人の投資規模と比較して市場の流動性が限定的であること、先物取引が外国人投資家に認められていないこと等を考慮し、中国国債を除くインデックスを外国債券のベンチマークとしており、投資環境に応じて、適切な市場指標を選定し、利用している。 中期目標において重要度が高いとしている目標であることや、年度後半にかけて市場のボラティリティが上昇する中でも、リスクを低水準に抑制しつつ、資産全体での超過収益率を概ね確保したことを踏まえ、以上のような法人の基本ポートフォリオに基づく管理及び運用の状況並びに運用収益確保の状況については、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから「A」と評価する。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 法人においては、引き続き、中期目標が定める運用目標の達成に向けて、運用業務の精緻化及び効率化に資するよう必要な体制整備等を図りつつ、基本ポートフォリオに基づく管理及び運用等を適切に行うことが望まれる。

評価項目	評価（案）
I - 3 運用の多様化・高度化 評価案：A	＜評定に至った理由＞ 中期目標においては、運用手法について、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すこと、新たな運用手法及び運用対象の導入に当たっては経営委員会において幅広く検討を行うこと、オルタナティブ投資についてはオルタナティブ資産固有の考慮要素について十分に検討した上で取組を進めること等としている。 これに対し、法人においては、<u>アクティブ運用</u>において、 ・ 運用受託機関の定量評価・定性評価に基づき超過収益獲得の確信が持てるファンドの選定等を行うとともに、 ・ 運用上の懸念が生じた国内株式及び外国債券の4ファンド（資産額約0.4兆円）を解約する 等、継続的に<u>ファンドの入れ替えを適時適切に実施</u>しており、<u>4資産中、国内債券及び外国債券の2資産で超過収益を獲得した。</u> さらに、マネジャーによる付加価値をより正しく評価する観点から、実績連動報酬制度について計算方法を一部見直し、ファンドのより一層適切な管理を行うための取組を行っている（2022年度から適用）。 法人の運用の中心となっている<u>パッシブ運用</u>においては、運用資産全体の長期的な収益の向上を目的として、 ・ 国内株式では新たなE S G総合型指数を選定 ・ 外国債券では米国及び欧州の投資適格社債ファンドを選定し、法人の判断でポートフォリオ全体を見渡して社債等への配分比率を柔軟に調整できる体制を整備 ・ 外国株式では地域別パッシブファンドを追加選定 といった、ベンチマークの多様化を進め、法人がよりきめ細かなリスク管理を行う体制を構築し、長期的なリターン改善に資する<u>運用の多様化・高度化</u>を行った。 また、「<u>インデックス・ポスティング</u>」（様々なインデックスの情報収集を効率的に行い、運用の高度化につなげることを目的として、<u>インデックスに関する情報を常時受け付ける仕組み</u>）を通じて、指数に関する情報収集・分析を継続して行っており、当該情報収集・分析の結果、上記の国内株式におけるE S G総合型指数の新規選定につながった。 （次ページに続く）

評価項目	評価（案）
I - 3 運用の多様化・高度化 評価案：A	より大きな分散投資効果が期待できる<u>オルタナティブ投資</u>については、 ・ 新たに国内プライベート・エクイティ分野での運用受託機関を選定したほか、 ・ 既存分野での投資も進展したこと等により<u>資産額が着実に増加</u>しており、2021年度末のオルタナティブ資産の時価総額は2兆1,586億円（前年度末対比で約8,000億円の増加）、年金積立金全体に占める割合は1.07%と初めて1%を超えた。 <u>オルタナティブ資産固有の考慮要素の十分な検討等も行いつつ以下の取組を進めており、</u> ・ 各資産プライベート市場、上場市場データと投資先とのパフォーマンス比較分析 ・ 各投資先の純資産総額（NAV：Net Asset Value）の変動要因分析 ・ オルタナティブ資産の収益率（IRR：内部収益率）と伝統資産収益率の差異要因の詳細分析 など、<u>資産管理の強化、投資パフォーマンス分析手法の高度化を進め、また他部門との連携・機能集約でバック機能の充実も図った。</u> また、個別性の高い同投資に対応する法務機能について、継続的に検証、専門性の高い法律事務所の新たな選定など外部リソース確保を通じ、今後の業務の高度化や増加も視野に入れた体制を構築・強化。こうした<u>法務機能の更なる強化・活用</u>により、2021年度における契約件数は増加しており、機能強化の効果が現れている。 以上のような法人における運用の多様化・高度化の取組は、<u>運用収益の源泉の多様化を通じて長期的な収益の向上に資するものであり、新たな取組を実施していることも踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」と評価する。</u> ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人においては、引き続き、中期目標が定める運用目標を踏まえつつ長期的な収益確保の観点から、運用の多様化・高度化に取り組むことが望まれる。

評価項目	評価（案）
I - 4 運用受託機関等の選定、評価及び管理 【重要度 高】 評価案：A	＜評定に至った理由＞ 中期目標においては、運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること、定期的に運用受託機関等の評価を行い資金配分の見直し等適切な措置をとることとしている。 この事項は、効率的な運用実施の主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとしている。 これに対し、法人においては、運用受託機関等との間で綿密なコミュニケーションを行うとともに、リスク管理ツール及びR P A（Robotic Process Automation；情報の自動処理）等も活用して<u>ファンドの状況等のモニタリング</u>を日々効率的・効果的に行うことにより、<u>法人のリバランス等の判断に基づき運用受託機関への資金配分・回収を迅速かつ機動的に実施できる体制を継続した。</u> また、<u>ポートフォリオの最適化（収益率向上とリスク削減）、運用の効率化に資するよう、以下の運用機関選定、変更等の取組を適切に実施した。</u> ・ 国内債券では、9年ぶりに新規にアクティブファンド5社を選定 ・ 外国債券では、地域別（米国及び欧州）の投資適格社債パッシブ2ファンドを、昨年設定したハイイールド社債に加えて選定したことで、法人の判断で社債等への資金配分を柔軟に変更できる体制を整備 ・ パフォーマンス不振や運用体制の変更によって運用上の懸念が生じた国内株式及び外国債券の4アクティブファンド（資産額約0.4兆円）を解約、国内株式の1アクティブファンド（回収額約0.05兆円）から一部回収し、収益の見込める他のファンドに配分 年度後半においては、市場環境や金利動向の急変にも対応して、 ・ 外国債券において、上記社債パッシブファンドの活用や、アクティブ運用の投資対象見直しを通じ、社債等比率を削減（約2兆円）、金利上昇等による価格下落に迅速に対応 ・ ボラティリティ上昇でパフォーマンス悪化等の株式アクティブファンド（合計約2兆円）を機動的に減額 （次ページに続く）

評価項目	評価（案）
I - 4 運用受託機関等の選定、評価及び管理 【重要度 高】 評価案：A	といったリスク管理のための運用機関への配分額見直し等を迅速に実施した。これらの取組によって、<u>市場環境が激しくなる中で収益率低下に対してできる限りの抑制を行い、市場全体での超過収益率の概ね確保につながったと考えられる。</u> さらに、 ・ 運用部門のミドル・バック業務を担う部署に、新たに金融業界等の出身者を採用・配置（計6名）、体制を強化 ・ 配分資金の集中を避け分散投資効果を得られるよう、アクティブファンドでの選択肢が多い北米株式市場分野のパフォーマンスに係る定量的分析を委託し、運用受託機関の超過収益獲得能力の評価に活用 といった、<u>運用機関拡充や更なる収益源泉の多様化を目指す新たな取組を実施した。</u> 以上のような<u>運用受託機関等の選定・管理の強化及び市場環境の急変を受けた迅速な資金配分の見直しに加え、更なる収益の源泉の多様化のための取組は、法人のポートフォリオの最適化、さらには将来にわたって運用資産全体の長期的なリターン向上など運用目標の達成に寄与する重要な取組として評価できる。</u> 中期目標において重要度が高いとしている目標であることや新たな取組を実施していることも踏まえ、法人の運用受託機関等の選定、評価及び管理の取組については、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」と評価する。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 法人においては、引き続き、中期目標が定める運用目標を踏まえつつ長期的な収益確保の観点から、運用受託機関等の選定・管理の強化等に取り組むことが望まれる。

評価項目	評価（案）
I - 5 リスク管理 【重要度 高】 評価案：S	＜評定に至った理由＞ 中期目標においては、分散投資による運用管理を行うこと、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと、適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能強化を図るとともに複合ベンチマーク収益率によるリスク管理を行うこと、運用リスク管理の高度化を図ること、経営委員会は各種運用リスクの管理状況について適切にモニタリングを行うこととしている。 この事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとしている。 これに対し、法人においては、現中期目標から新たに資産全体でのベンチマーク収益率の確保を求められたことに対応した資産全体のリスク管理の強化や、海外金利の急上昇やロシアによるウクライナ侵攻を受けて、ボラティリティが高い市場環境に対応したきめ細かなリスク管理として、以下の取組を行った。 <u>①株価指数先物取引※の開始</u> 法人がインハウスで直接取引を行い、より効率的なポートフォリオ管理を行える体制を構築し、取引を開始。リバランスにあたっての保有原資産売買の一時的代替となるよう利用することにより、以下の効果。 ・ 迅速に売買できる株価指数先物を活用することで、リバランスの投資判断から執行までの時間を短縮 ・ 先物の損益とヘッジ対象となるファンドの損益が相殺又は軽減されることで価格変動リスクを抑制 これらにより、市場急変時も含め、より機動的、効率的なリバランス対応が可能となった。 ※ 2018年にGPIFが直接行える運用方法として追加され、2021年度から開始。リスク管理手段として流動性等から有効であることに鑑み、法令において損失の危険の管理目的に限って利用することとされている。 <u>②基本ポートフォリオとの乖離状況等の把握・分析の充実</u> ・ 基本ポートフォリオとの乖離状況を、従来の会計・開示用データに加え、新たに投資判断用データも活用してより迅速なデータ収集、分析 ・ リスク管理ツールの補充調達や、前年度自主開発した分析ツール改良等により、基本ポートフォリオの収益率との乖離要因分析を、日次化するなど充実。年金特別会計で管理する資金も日次ベースで把握 （次ページに続く）

評価項目	評価（案）
I - 5 リスク管理 【重要度 高】 評価案：S	・ 市場の定量分析を強化、地政学的リスクの分析等を含め多面的分析を行い、資金配分・回収に活用 これらにより、<u>把握したリスクの要因分析及び評価をもとに機動的なリバランスの検討等を実施し、週次で投資行動のPDCAサイクルを回す体制を定着させた。</u> <u>③資産全体のリスク管理</u> リバランス頻度に合わせた観測期間や保有期間で、資産全体の<u>リスク管理指標</u>（推定TE（トラッキングエラー）やVaRレシオ等）を計測・詳細分析し、投資判断に活用 <u>④経営委員会によるモニタリング</u> 引き続き、経営委員会で毎回、理事長に加え管理運用業務担当理事からもより詳細なリスク管理状況等を報告 <u>⑤リスク管理強化のための体制整備</u> ・ オルタナティブ資産も含めた統合的かつ複眼的なリスク管理を実施する体制を構築 ・ ミドル部署の強化に加え、新たにフロント部署でもデータ分析ツールによるリスクの把握・分析を実施し、法人全体でのリスクの把握・分析、機動的な対応力を向上 ・ リバランスのための専担チームにおいて、市場影響を抑制するため、執行方法を運用機関ときめ細かく調整 こうした取組により、資産額の拡大、年度後半の市場変動増大の中でも、<u>運用リスクを昨年度以上に低水準に抑制した。</u> ・ 推定トラッキングエラー：18bp～35bpと低位で推移、年度末で28bp（昨年度末の51bpから低下） ・ VaRレシオ：1.00～1.03と低位で推移（昨年度は1.01～1.05） 等 以上のようなリスク管理の精緻化・高度化の取組は、<u>基本ポートフォリオに沿った機動的・効率的なリバランスの検討・実施等を可能とし、法人のポートフォリオの最適化、資産全体でのベンチマーク収益率（累積2年間）確保など運用目標の達成に寄与する重要な取組として、非常に高く評価できる。</u> （次ページに続く）

評価項目	評価（案）
I - 5 リスク管理 【重要度 高】 評価案：S	中期目標において重要度が高いとしている目標であることや、新たな取組で対応を充実強化していることも踏まえ、法人のリスク管理の取組については、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められることから、「S」と評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人においては、引き続き、中期目標が定める運用目標を踏まえつつ長期的な収益確保の観点から、適切かつ効率的なリバランスの実施に必要な機能の強化等を通じ、運用リスク管理の強化に取り組むことが望まれる。

評価項目	評価（案）
I - 6 スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESGを考慮した投資 評価案：A	＜評定に至った理由＞ スチュワードシップ責任を果たすための活動については、中期目標において、年金積立金の運用の目的の下で、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、市場等への影響に留意しつつ、当該活動を一層推進することとしている。また、E S G投資については、被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行われるものである等の年金積立金運用の基本的な方針に留意しつつ取組を進めること等としている。 これに対し、以下のとおり、法人のスチュワードシップ責任を果たす活動の継続、新たな取組による充実を図っている。 ・ <u>運用受託機関とのエンゲージメント（実施回数の増加）</u> ・ 投資家のスチュワードシップ活動に関する<u>東証一部上場企業向けアンケート</u>（運用受託機関のスチュワードシップ活動の評価等が目的、回答数は3年連続で過去最高） ・ 企業に統合報告書の充実・作成を促し、投資家にその活用を働きかける「優れた統合報告書」「改善度の高い統合報告書」「優れたコーポレート・ガバナンス報告書」の作成 ・ T C F D（気候関連財務情報開示タスクフォース）が今後グローバルな開示フォーマットとなる可能性を見据え、<u>「運用受託機関が選ぶ優れたT C F D開示」</u>を新たに策定。 ・ 法人のスチュワードシップ活動状況等をまとめた「<u>スチュワードシップ活動報告</u>」の策定も継続実施。 また、 ・ 運用受託機関のスチュワードシップ活動を重視した「<u>エンゲージメント強化型パッシブファンド</u>」を新たに2社採用、計4社に拡大。 ・ 2022年度から<u>債券の運用受託機関のスチュワードシップ評価を開始するための評価内容を整備</u>。 なお、東証一部上場企業向けアンケートによれば、法人のスチュワードシップ活動を評価する企業の割合は前年度（77.9%）から上昇（78.6%）しており、<u>法人のスチュワードシップ活動に対する企業からの評価は高まっていることがうかがえる</u>。 （次ページに続く）

評価項目	評価（案）
I-6 スチュワードシップ 責任を果たすための 活動及びESGを考慮 した投資 評価案：A	一方、E S G指数については、インデックス・ポスティングで収集した情報を基に、新たに<u>国内株式のE S G総合型指数を選定して運用を開始した（約0.8兆円）</u>。これにより、法人が採用したE S G指数は2021年度末時点で国内・海外合わせて計8指数となるとともに、それらに基づく運用資産額は2021年度末時点で約12.1兆円となった。 また、 ・ <u>E S G投資の効果についての多面的な評価・検証やT C F D提言に沿った情報開示の取組を継続して行ったほか、</u> ・ <u>昨年度から開始した気候変動に伴う物理的リスクや新たな事業機会が法人ポートフォリオに与える影響の分析については、分析対象をスコープ3の下流（製品・サービスの消費・利用に起因する間接的な温室効果ガス排出）に拡大するとともに、低炭素社会に伴う機会とリスクの産業間移転に関する分析を行うなど、先進的な取組として評価できる。</u> 以上のようなスチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S G投資の取組は、<u>投資先や市場の持続的成長を促すことを通じて長期的な収益の向上に資するものであり、先進的な取組を実施していることや法人の活動に対する評価も踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」と評価する。</u> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 法人においては、引き続き、スチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S G投資について、中期目標を踏まえつつ長期的な収益確保の観点から所要の取組を行うとともに、法人に求められる基本的考え方に則って行っているかについて継続的に検証を行いつつ取り組むことが望まれる。

評価項目	評価（案）
I - 7 情報発信・広報及び透明性の確保 【重要度 高】 評価案：A	＜評定に至った理由＞ 中期目標においては、国民の関心等に応じて戦略的に情報発信や広報活動の在り方を検討し、専門家のみならず国民やメディアに対する情報発信や広報活動の一層の充実に継続的に取り組むこと、その評価や効果の把握・分析に努めること、年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用の状況等について年度の業務概況書等の公開資料を工夫すること等により国民に分かりやすく説明すること、スチュワードシップ責任を果たすための活動やE S G投資及びオルタナティブ投資について分かりやすく情報発信すること等としている。 この事項は、年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとしている。 これに対し、法人においては、中期計画期間における広報の方向性、効果的コミュニケーション等を整理した基本の方針「G P I Fにおける当面の広報方針」をもとに、新型コロナウイルス下での非対面コミュニケーションを中心に、情報発信強化、透明性の向上に資する以下の取組を実施した。 ・ <u>公式ホームページをリニューアル・充実</u> 年金積立金の役割、長期分散投資の効用、E S G投資など、イラストを交えて分かりやすく解説 ・ アクセシビリティの改善（ユニバーサル対応など） ・ <u>ツイッターやYouTubeを活用した広報</u> 投稿内容のバラエティ充実、発信回数の増加、若い世代も意識した「E S G図解」や法人の使命をコンパクトに伝える「GPIF works for all generations」等の動画 ・ <u>2020年度業務概況書（2021年7月公表）の充実</u> ・ 年金積立金の役割等を分かりやすくイラスト解説したページ、管理運用業務担当理事兼CIOが年度を振り返り解説するページを新設。 ・ <u>オルタナティブ投資</u>について、時価総額の増減の要因分解等のコラムを掲載し、<u>同投資に対する理解を促進</u> ・ スチュワードシップ責任を果たすための活動及びE S G投資について、「<u>スチュワードシップ活動報告</u>」、「<u>2020年度E S G活動報告</u>」（4回目の刊行）、その別冊「<u>G P I Fポートフォリオの気候変動リスク・機会分析</u>」（2回目の刊行）を公表 （次ページに続く）

評価項目	評価（案）
I - 7 情報発信・広報及び透明性の確保 【重要度 高】 評価案：A	なお、以下の状況を踏まえると、年金積立金運用に関する理解を深めるための法人の取組が一定の効果を上げていることがうかがえる。 ・ ホームページへの訪問件数は、前年度末比で増加。 ・ ツイッターのフォロワー数や閲覧数、ユーチューブ動画の登録者数や視聴回数は、いずれも前年度末比120%超の大幅増加 ・ 広報効果測定調査の結果において、 ・ 法人を認知している人のうちGPIFの活動を「信頼できる」割合が増加 ・ 特に20代の若年層における信頼感が大きく上昇 ・ 法人がE S G投資に取り組んでいることの認知度も上昇 以上のような情報発信・広報等の取組は、引き続き新型コロナウイルスの影響による制約があった中で、<u>広報の基本的方針に基づいて新規の取組や工夫を含めて効率的・効果的に中期目標が求める情報発信・広報活動の一層の充実等に取り組んだものであり、年金積立金運用に関する国民の理解・信頼に資するものであった。</u>中期目標において重要度が高いとしている目標であることや新たな取組を実施していることも踏まえ、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」と評価する。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人においては、引き続き、年金積立金の管理及び運用に関する国民の一層の理解に資するよう、国民に対する情報発信・広報等の一層の充実に努めるとともに、法人の情報発信・広報等の効果の評価・分析に継続的に取り組むことが望まれる。

評価項目	評価（案）
I 年金積立金の管理及び運用業務 評価案：A	<評定に至った理由> 法人は、年金積立金の管理運用を行い、その収益を国庫に納付することにより年金事業の運営の安定に資することを目的としているところ、 ・ <u>評価項目7項目のうち、年金事業の運営の安定又は効率的な運用に主要な役割を果たすことから重要度が高いとしている4項目中1項目（「I-5 リスク管理」）について、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（項目別評定「S」）。</u> ・ <u>また、重要度が高いとしている3項目（「I-2 基本的な運用手法及び運用目標」、「I-4 運用受託機関等の選定、評価及び管理」、「I-7 情報発信・広報及び透明性の確保」）を含む6項目について、所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（項目別評定「A」）。</u> 市場が大きく変動した2021年度において、巨額の年金積立金の管理及び運用業務を行う法人は、 ・ <u>基本ポートフォリオに基づいて資産配分の見直しやリスク管理等を着実かつ円滑に実施し、</u> ・ <u>資産全体で、収益率+5.42%、収益額約10.1兆円（累計収益額約105.4兆円）の収益を達成するとともに、</u> ・ <u>中期目標が求める、資産全体でのベンチマーク収益率を概ね確保（-0.06%）する（今中期目標期間での累積2年間で+0.26%）等の成果を挙げている。</u> <u>このほか、スチュワードシップ活動やESG投資に関する新たな取組をはじめとした長期的な収益確保のための多様な取組や情報発信・広報の強化等も着実に実施している。</u> 法人の年金積立金の管理及び運用業務に関する各評価項目の評価及び総合的評価を踏まえ、法人の年金積立金の管理及び運用業務全体については、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、「A」と評価する。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 法人においては、引き続き、中期目標の達成に向けて、年金積立金の管理及び運用業務を適切に行うことが望まれる。

評価項目	評価（案）
Ⅱ - 1 効率的な業務運営体制の確立 評価案： B	＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人においては、引き続き、業務の実情に即した組織編成及び人員配置の見直しなど効率的な業務運営の確立に取り組むこと、組織体制の拡大を行う場合には経営委員会の関与の下で必要性等の精査を十分に行った上で進めること、情報システムの適切な整備及び管理を行うなど業務の電子化に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ることが望まれる。
Ⅲ - 1 財務内容の改善に関する事項 評価案： B	＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人においては、年金積立金が国民から納付された保険料の一部であり、将来の年金給付の貴重な原資となるものであることを踏まえ、引き続き、予算の適正な作成及び執行並びに必要なに応じて適切な見直しを行うP D C Aサイクルの取組を強化することが望まれる。
Ⅳ - 1 その他業務運営に関する重要事項 評価案： B	＜評定に至った理由＞ 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であることを確認できた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 法人においては、引き続き、高度で専門的な人材の確保・育成・定着、内部統制の一層の強化、国民から一層信頼される組織体制の確立、調査研究業務について年金積立金運用の目的に即して行うとともに費用対効果の検証を含めてP D C Aサイクルの取組を強化すること、情報セキュリティ対策等に取り組むことが望まれる。